

厚木市里地里山保全等促進条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、厚木市里地里山保全等促進条例（平成25年厚木市条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(里地里山活動団体の認定の申請)

第 2 条 条例第10条第 2 項の規定による申請は、里地里山活動団体認定申請書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 当該申請を行う団体の定款又はこれに準ずるものの写し
- (2) 当該申請を行う団体の構成員の氏名及び住所を記載した名簿
- (3) 実施する保全活動の内容を記載した資料
- (4) その他市長が必要と認める資料

(里地里山活動団体の認定の通知)

第 3 条 条例第10条第 4 項の規定による通知は、里地里山活動団体認定通知書により行うものとする。

(里地里山活動協定の認定の申請)

第 4 条 条例第12条第 2 項の規定による申請は、里地里山活動協定認定申請書により行うものとする。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 里地里山活動協定に係る協定書の写し
- (2) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の登記事項証明書及び登記所に備えられた地図又はこれに準ずる図面の写し
- (3) 里地里山活動協定に係る活動の計画を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(里地里山活動協定の認定の通知)

第 5 条 条例第12条第 4 項の規定による通知は、里地里山活動協定認定通知書により行うものとする。

(認定里地里山活動協定の変更認定の申請)

第 6 条 条例第13条第 2 項において準用する条例第12条第 2 項の規定による申請は、里地里山活動協定変更認定申請書により行うものとする。

2 前項に規定する申請書には、第 4 条第 2 項各号に掲げる書類のうち、変更事項に係る書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(認定里地里山活動協定の廃止の届出)

第 7 条 条例第14条の規定による届出は、認定里地里山活動協定廃止届出書により行うものとする。

(里地里山保全等促進委員会の委員)

第 8 条 条例第19条に規定する厚木市里地里山保全等促進委員会（以下「委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）は、8 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 里地里山の保全及び活用に関し、優れた識見を有する者

(任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第10条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第11条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、条例主管課で処理する。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条から第14条までの規定は、平成26年4月1日から施行する。